

資料編

1 策定経過

(1)平成 25 年度

年 月 日	内 容
平成 25 年 4 月 22 日	刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会設置
7 月 1 日	刈谷市子ども・子育て会議条例施行
7 月 18 日	第 1 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 部会長・副部会長の選出について (2) 子ども・子育て支援事業計画について (3) その他
7 月 24 日	第 1 回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 会長等の選出について (2) 刈谷市次世代育成行動計画について (3) 平成 24 年度主要施策の実績について (4) 平成 25 年度新規事業の実施について (5) 子ども・子育て会議の設置について (6) その他
11 月 8 日～22 日	刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民アンケート調査
平成 26 年 1 月 16 日	第 2 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 子ども・子育てに関するアンケート調査について (2) その他
1 月 22 日	第 2 回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 平成 24 年度刈谷市次世代育成支援行動計画進捗状況の公表について (2) 子ども・子育てに関するアンケート調査について (3) その他
3 月 12 日	第 3 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告等について (2) その他
3 月 27 日	第 3 回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 平成 26 年度新規事業について (2) 子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告等について ・子ども・子育てに関するアンケート調査 ・教育・保育の提供区域について (3) その他

(2)平成 26 年度

年 月 日	内 容
平成 26 年 4 月 21 日	刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会設置
7 月 4 日	第 1 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 計画書骨子案について (2) 目標事業量、確保方策について (3) 保育園、放課後児童クラブの基準改定について (4) その他
7 月 18 日	第 1 回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 刈谷市次世代育成支援行動計画進捗状況について (2) 刈谷市子ども・子育て支援事業計画骨子案について (3) ニーズ量推計について (4) 保育園、放課後児童クラブの基準改定について (5) その他
10 月 16 日	第 2 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) 計画書素案について (2) 量の見込みと確保の内容について (3) その他
10 月 31 日	第 2 回刈谷市子ども・子育て会議 (1) 刈谷市子ども・子育て支援事業計画素案について (2) 計画策定における今後の予定について (3) その他
12 月 1 日～ 平成 27 年 1 月 5 日	パブリックコメントの実施
1 月 23 日	第 3 回刈谷市子ども・子育て支援事業計画策定部会 (1) パブリックコメント手続制度に基づく意見募集の結果について (2) 計画書の最終案について (3) その他
1 月 29 日	第 3 回刈谷市子ども・子育て会議 (1) パブリックコメント手続制度に基づく意見募集の結果について (2) 計画書の最終案について (3) その他

2 刈谷市子ども・子育て会議

(1) 刈谷市子ども・子育て会議条例（抜粋）

平成25年7月1日条例第33号

刈谷市子ども・子育て会議条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項及び第3項の規定に基づき、刈谷市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法第77条第1項の規定に基づき、刈谷市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども及び子どもの保護者に対する支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がそ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、次世代育成部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。(公布日 平成25年7月1日)

(2)委員名簿

団体名・役職等	氏名	
	平成 25 年度	平成 26 年度
愛知教育大学 家族社会学・ジェンダー研究教授	◎山根 真理	◎山根 真理
保育園保護者代表	松井 純子	松井 純子
幼稚園保護者代表	田多 美香	田多 美香
刈谷市立学校・幼稚園 P T A連絡協議会小学校代表	近藤 公仁	鏝本 友幸
社会福祉法人 刈谷市社会福祉協議会会長	澤田 明慶	澤田 明慶
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会主任児童委員代表	○鈴木 小枝 ^{※1} ○加藤 喜久代 ^{※2}	○加藤 喜久代
子育てネットワーク刈谷「エンゼル」代表	箕浦 ひろみ	箕浦 ひろみ
暁星幼稚園園長	柴田 雅子	柴田 雅子
刈谷市立小中学校校長会代表	磯谷 伸之	野村 裕幸
刈谷市保育協会代表	柘植 いづみ	柘植 いづみ
幼稚園園長会代表	高木 幸子	塚本 千恵美
愛知県衣浦東部保健所所長	服部 悟	服部 悟
愛知県刈谷児童相談センター長	野々村 尚道	野々村 尚道
愛知県刈谷警察署生活安全課長	花木 和馬	後藤 勇夫
トヨタグループ代表 (株式会社デンソー)	杉岡 憲	杉岡 憲
市民公募委員	山田 益雄	山田 益雄
市民公募委員	清水 右多恵	清水 右多恵
刈谷市福祉健康部長	高見 三男	高見 三男
刈谷市次世代育成部長	本間 由美子	本間 由美子
刈谷市教育委員会教育部長	岩崎 高広	大中 隆志

※1 任期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日

※2 任期：平成 25 年 12 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

◎印は会長 ○印は副会長

3 用語解説

■ アスペルガー症候群

社会性・興味・コミュニケーションについて、特異性が認められる障害です。

■ 一般事業主行動計画

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

■ 寡婦

配偶者のいない女子であって、かつ配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある人のことです。

■ 合計特殊出生率

その年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性(15～49歳)が、生涯に平均何人の子どもを産むかを推計した値です。人口を維持するための必要な水準は、2.07～2.08とされています。

■ 子育てコンシェルジュ

「コンシェルジュ」とは、フランスなどにおけるアパートの管理人や、ホテルの接客係で客の要望に応じて観光の手配など多様なサービスを行う者のことであり、転じて、特定の分野や地域情報などを紹介・案内する人をいいます。本市における「子育てコンシェルジュ」とは、子育てサービス利用者支援事業の実施にあたり、子育てに関する情報提供や、必要な相談・助言を行う専門員のことをいいます。

■ コーホート変化率法

ここでの「コーホート」とは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

■ スクールカウンセラー

学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言等を行う臨床心理士等です。

■ 注意欠陥多動性障害

衝動的に反応して行動せず熟考する力や、現在の状況と過去の記憶を照らし合わせて、判断する力が著しく不足しているために引き起こされる多動性や衝動性、不注意などを特徴とする障害です。

■ 特定妊婦

出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことです。

■ 認可外保育施設

乳幼児を保育することを目的とする施設であり、都道府県知事の認可を受けていない施設を総称したものです。

■ 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、日常生活の相談に応じ、助言や援助を行います。民生委員は、児童委員も兼ねており、児童に関する様々な事柄を把握し、児童健全育成のための活動を支援しています。主任児童委員は、児童福祉を専門に担当しています。

■ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

■ 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のことです。

■ 要保護児童

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のことです。

■ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことであり、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

刈谷市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

発行：刈谷市

編集：次世代育成部 子育て支援課

〒448-8501 刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

T E L : 0566-62-1061 F A X : 0566-24-3481
